

環境配慮評価システム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が実施する大規模な事業について、その事業に係る基本的な計画（以下「基本計画」という。）の段階で、環境基本計画推進会議幹事会において計画の熟度に応じた環境配慮の評価等を行う手続等を定めることにより、より環境に配慮した基本計画の策定がなされることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象事業 県が実施する事業であり、環境に影響を及ぼすおそれのあるものとして、別表1に掲げる事業をいう。当該事業については、規模に応じて次により第1種事業、第2種事業及び第3種事業に区分する。

ア 第1種事業 対象事業のうち、特に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、環境配慮の内容等について環境基本計画推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）における審議等を行うものとして、別表1の第1種事業の欄に掲げる要件に該当する事業をいう。

イ 第2種事業 対象事業のうち、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、環境配慮の内容等について幹事会における審議等を行うが、環境に及ぼす影響の程度に応じて、幹事会における審議等を省略できるものとして、別表1の第2種事業の欄に掲げる要件に該当する事業をいう。

ウ 第3種事業 対象事業のうち、環境に及ぼす影響が第2種事業に準じ、その程度が著しいと認められる場合に限り環境配慮の内容等について審議等を行うものとして、別表1の第3種事業の欄に掲げる要件に該当する事業をいう。

(2) 環境影響要因 対象事業の実施が環境に及ぼす影響の原因及び程度をいう。

(3) 環境配慮 対象事業の実施が環境に及ぼす影響を低減するための措置等をいう。

(評価指針)

第3条 幹事会は、環境配慮評価システムにおける環境配慮の評価等に係る技術的な指針として、環境配慮評価システム評価指針（以下「評価指針」という。）を定めるものとする。

2 幹事会は、評価指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行わなければならない。

(環境評価部会)

第 4 条 環境配慮評価システムに係る技術的事項を検討するため、神奈川県環境基本計画推進会議の設置及び運営に関する要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、幹事会に環境評価部会（以下「評価部会」という。）を設置する。

2 評価部会は、別表 2 に掲げる者により構成する。

3 評価部会の部会長は、環境農政局環境部環境計画課の職員の中から選出する。

4 評価部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 幹事会の指示に基づく環境配慮検討書の検討に関すること。

(2) 評価指針その他環境配慮評価システムに係る技術的事項に関すること。

(3) 環境配慮検討書の作成に係る環境情報の提供、環境配慮の内容の助言その他の技術的支援に関すること。

(環境配慮検討書の作成等)

第 5 条 対象事業を所管する室課の長は（以下「事業所管課長」という。）は、基本計画の策定にあたり、環境配慮の検討等を行い、評価指針に基づき次の各号に掲げる事項を記載した環境配慮検討書（様式 1）を作成し、幹事会に提出するものとする。

(1) 対象事業の概要及び目的

(2) 計画地の選定経緯

(3) 計画地及び周辺地域の概況

(4) 評価項目の選定結果

(5) 環境配慮の内容（前号により選定した評価項目に係るものに限る。）

(6) 対象事業のスケジュール

(7) その他特記すべき事項

2 事業所管課長は、環境配慮検討書の作成にあたり、評価部会の技術的支援を求めることができる。

(評価部会の検討)

第 6 条 幹事会は、環境配慮検討書の提出があったときは、評価部会に検討を指示するものとする。

2 評価部会は、前項の指示があったときは、遅滞なく、評価指針に基づき環境配慮検討書に検討を加え、その結果を幹事会に提出するものとする。

3 評価部会は、環境配慮検討書の検討にあたり必要と認める場合は、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(幹事会の審議等)

第 7 条 幹事会は、前条第 2 項の規定による評価部会の検討結果を勘案し、環境配慮検討書について、審議をするものとする。ただし、第 3 種事業については、評価指針に基づき環境影響要因を把握し、その結果を考慮して審議を要すると認められる場合に限る。

2 幹事会は、必要に応じて環境配慮検討書及び前項の規定による審議の結果を、環境基

本計画推進会議に報告するものとする。

- 3 幹事会は、第1項の規定による審議の結果について、審議結果通知書により事業所管課長に通知するものとする。この場合において、環境配慮の内容等について見直しが必要と認めるときは、その旨を併せて通知するものとする。

(事業所管課対応案の審議等)

第8条 事業所管課長は、前条第3項の規定により、環境配慮の内容等について見直しが必要な旨の通知を受けた場合は、環境配慮の内容等を見直し、事業所管課対応案(様式3)を作成し、幹事会に提出するものとする。

- 2 事業所管課対応案の審議等に係る手続等は、第6条から前条までの規定の例により行うものとする。ただし、幹事会が必要がないと認める場合は、その手続等の一部又は全部を行わないことができる。

(基本計画の策定)

第9条 事業所管課長は、審議結果通知書の内容を適正に反映して、基本計画を策定するものとする。

- 2 事業所管課長は、基本計画を策定したときは、措置状況報告書(様式4)を作成し、幹事会に報告するものとする。

(公表)

第10条 幹事会の幹事長は、前条第2項の報告の後、対象事業に係る環境配慮検討書、審議結果通知書、事業所管課対応案及び措置状況報告書の概要について公表するものとする。

(基本計画の変更)

第11条 事業所管課長は、対象事業に着工するまでの間に、基本計画の内容について環境影響要因が増大するおそれがあると認められる変更を行おうとするときは、その旨を幹事会に報告しなければならない。この場合において、当該変更に係る手続等は、第5条から前条までの規定の例により行うものとする。ただし、環境影響要因の増大が軽微なものである場合等幹事会が必要がないと認めるときは、その手続等の一部又は全部を行わないことができる。

- 2 前項の規定は、対象事業の実施に係る国の法令又は条例等の規定に基づき、附属機関等の意見を聴取して行おうとする変更の場合には、適用しない。

(他の制度との調整)

第12条 この要綱とは別に対象事業に係る基本計画の策定に関して定められた制度の内容が、この要綱の趣旨に則したものであり、同等程度の環境配慮がなされることが期待できると認められる場合は、幹事会は、関係室課と調整のうえ、重複を避ける見地から、手続等について、全部又は一部を省略することができる。

(県が直接には実施しない事業への準用)

第 13 条 P F I などの、県が直接には実施しない整備手法による事業を所管する室課の長は、その事業に係る基本的な計画の段階において環境配慮の評価等を行う手続が必要であると認める場合には、この要綱に準じた手続等を行うものとする。

(事務局)

第 14 条 この要綱の実施に係る事務は、環境農政局環境部環境計画課において処理する。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、環境配慮評価システムの運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に基本計画が策定された対象事業については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業の種類	規 模		
	第 1 種事業	第 2 種事業	第 3 種事業
1 道路の建設			
有料道路・自動車専用道路の新設	全事業	-	-
有料道路・自動車専用道路の改築	車線数の増	-	-
県道の新設	4 車線以上かつ延長 5 km 以上	2 車線以上かつ延長 1.7km 以上	2 車線以上かつ延長 1 km 以上
県道の改築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 車線以上のものは、車線数の増の区間が延長 5 km 以上 ・ 4 車線未満のものは、車線数の増により 4 車線以上となる区間が延長 5 km 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 車線以上のものは、車線数の増の区間が延長 1.7km 以上 ・ 2 車線未満のものは、車線数の増により 2 車線以上となる区間が延長 1.7km 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 車線以上のものは、車線数の増の区間が延長 1 km 以上 ・ 2 車線未満のものは、車線数の増により 2 車線以上となる区間が延長 1 km 以上
農業用道路の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道相当部の幅員が 16m 以上かつ延長 5 km 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全幅員が 4.5m 以上かつ延長 1.7km 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全幅員が 4.5m 以上かつ延長 1 km 以上
農業用道路の改築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道相当部の幅員が 16m 以上のものは、4 m 以上の増の区間が延長 5 km 以上 ・ 車道相当部の幅員が 16m 未満のものは、幅員の増により 16m 以上となる区間が延長 5 km 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全幅員が 4.5m 以上のものは、1 m 以上の増の区間が延長 1.7 km 以上 ・ 全幅員が 4.5m 未満のものは、幅員の増により 4.5m 以上となる区間が延長 1.7km 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全幅員が 4.5m 以上のものは、1 m 以上の増の区間が延長 1 km 以上 ・ 全幅員が 4.5m 未満のものは、幅員の増により 4.5m 以上となる区間が延長 1 km 以上
林道の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道相当部の幅員が 5 m 以上かつ延長 10km 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全幅員が 3 m 以上かつ延長 3.3km 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全幅員が 3 m 以上かつ延長 1 km 以上
林道の改築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道相当部の幅員が 5 m 以上のものは、1 m 以上の増の区間が延長 10km 以上 ・ 車道相当部の幅員が 5 m 未満のものは、幅員の増により 5 m 以上となる区間が延長 10km 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全幅員が 3 m 以上のものは、1 m 以上の幅員の増の区間が延長 3.3km 以上 ・ 全幅員が 3 m 未満のものは、幅員の増により 3 m 以上となる区間が延長 3.3km 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全幅員が 3 m 以上のものは、1 m 以上の幅員の増の区間が延長 1 km 以上 ・ 全幅員が 3 m 未満のものは、幅員の増により 3 m 以上となる区間が延長 1 km 以上
2 陸上ヘリポートの建設	敷地面積 1 ha 以上	全事業	-
3 電気工作物の建設			
水力発電所の新設(ダム維持流量発電設備は除く)	出力 2 万 kw 以上	全事業	-
4 研究所の建設			
研究所の新設	敷地面積 3 ha 以上	敷地面積 1 ha 以上	バイオテクノロジー環境安全管理指針等の対象となるもの
研究所の増設	敷地面積の 3 ha 以上の増	敷地面積の 1 ha 以上の増	
5 廃棄物処理施設の建設			
廃棄物処理施設の新設	敷地面積 3 ha 以上 または 焼却・溶融能力 200 トン / 日以上	敷地面積 1 ha 以上 または 焼却・溶融能力 60 トン / 日以上	最終処分場については全事業。その他については焼却・溶融能力 15 トン / 日 (625 kg / 時) 以上
廃棄物処理施設の増設	敷地面積 3 ha 以上の増または 焼却・溶融能力 200 トン / 日以上の増	敷地面積 1 ha 以上の増または 焼却・溶融能力 60 トン / 日以上の増	最終処分場については全事業。その他については焼却・溶融能力 15 トン / 日 (625 kg / 時) 以上の増
6 建築物の建設 既存の建築物を除却して建設する場合を含む	高さ 100m 以上 かつ 延床面積 50,000㎡ 以上	高さ 31m 以上 または 延床面積 17,000㎡ 以上	延床面積 2,000㎡ 以上

7 都市公園の建設 原則として、緩衝緑地・風致公園・都市緑地・都市林は除く			
都市公園の新設	敷地面積50ha以上	敷地面積15ha以上	敷地面積3ha以上
都市公園の増設	-	都市公園に追加する区域のうち土地の造成面積が5ha以上	都市公園に追加する区域のうち土地の造成面積が1ha以上
8 ダムの建設 土砂の流出防止のためのものを除く	堤高15m以上	全事業	-
9 取水堰の建設	堤長200m以上	堤長70m以上	堤長20m以上
10 土砂の流出防止のためのダム			
治山ダムの建設	-	堤長70m以上	堤長50m以上
砂防えん堤の建設	-	堤高15m以上	堤高13m以上
11 放水路の建設	土地形状変更面積20ha以上	土地形状変更面積5ha以上	土地形状変更面積1ha以上
12 発生土処分場の建設	処分場の面積20ha以上	処分場の面積5ha以上	処分場の面積1ha以上
13 公有水面の埋立	埋立区域の面積15ha以上	埋立区域の面積5ha以上	埋立区域の面積1ha以上
14 港湾・漁港の整備			
防波堤等の建設	-	建設区域の面積0.1ha以上	-
15 用地の造成（農用地の造成は、農用地以外の土地を新たに農用地として造成する場合のみ）	施行区域の面積20ha以上	施行区域の面積5ha以上	施行区域の面積1ha以上
16 その他、環境基本計画推進会議幹事会が必要と認める事業			

注記 第2種事業は第1種事業に含まれる事業を、第3種事業は第1種事業及び第2種事業に含まれる事業を、それぞれ除くものとする

別表2（第4条関係）

所 属	職 等
環境農政局環境部環境計画課	所属長の推薦する者
環境農政局環境部大気水質課	
環境農政局環境部資源循環推進課	
環境農政局緑政部自然環境保全課	

(様式1)

環境配慮検討書

1 対象事業の概要

事業名称			
事業所管課		連絡先	
事業の種類			
計画内容 (事業規模等)	位置		
	土地利用計画		
	施設・設備等の 計画		
	緑地計画		
	排水計画		
	道路・交通計画		

2 対象事業の目的

--

3 計画地の選定経緯

<p>計画地（又は計画ルート）の選定経緯</p>

4 計画地及び周辺地域の概況

自然的条件	地形の状況	
	貴重種等の生育 生息状況	
	文化財の状況	
	その他	
社会的条件	道路網	
	土地利用の状況	
	その他	

5 環境影響要因

環境要素	評価項目		環境影響の要因及び程度
自然・社会環境的要素	植物・動物 ・生態系	植物	
		動物	
		生態系	
	景観		
	レクリエーション資源		
	文化財		
	日照障害		
	地域分断		

環境要素	評価項目	環境影響の要因及び程度
公害防止的要素	大気汚染	
	水質汚濁	
	土壌汚染	
	騒音	
	振動	
	地盤沈下	
	悪臭	

環境要素	評価項目	環境影響の要因及び程度	
防災・安全確保的要素	地象（傾斜地の崩壊）		
	交通	渋滞	
		安全	
	有害物質		
	バイオハザード		
	地震対策		
地球規模等の環境要素	省資源		
	省エネルギー		
	温暖化防止		
	水循環		
	廃棄物		
	発生土		
その他	モニタリング等		

6 評価項目の選定結果

環境要素	評価項目	選定結果	選定しない場合はその理由
自然・社会環境的要素	植物・動物・生態系		
	景観		
	レクリエーション資源		
	文化財		
	日照障害		
	地域分断		
公害防止的要素	大気汚染		
	水質汚濁		
	土壌汚染		
	騒音		
	振動		
	地盤沈下		
	悪臭		
防災・安全確保的要素	地象（傾斜地の崩壊）		
	交通（渋滞、安全）		
	有害物質		
	バイオハザード		
	地震対策		
地球規模等の環境要素	省資源		
	省エネルギー		
	温暖化防止		
	水循環		
	廃棄物		
	発生土		

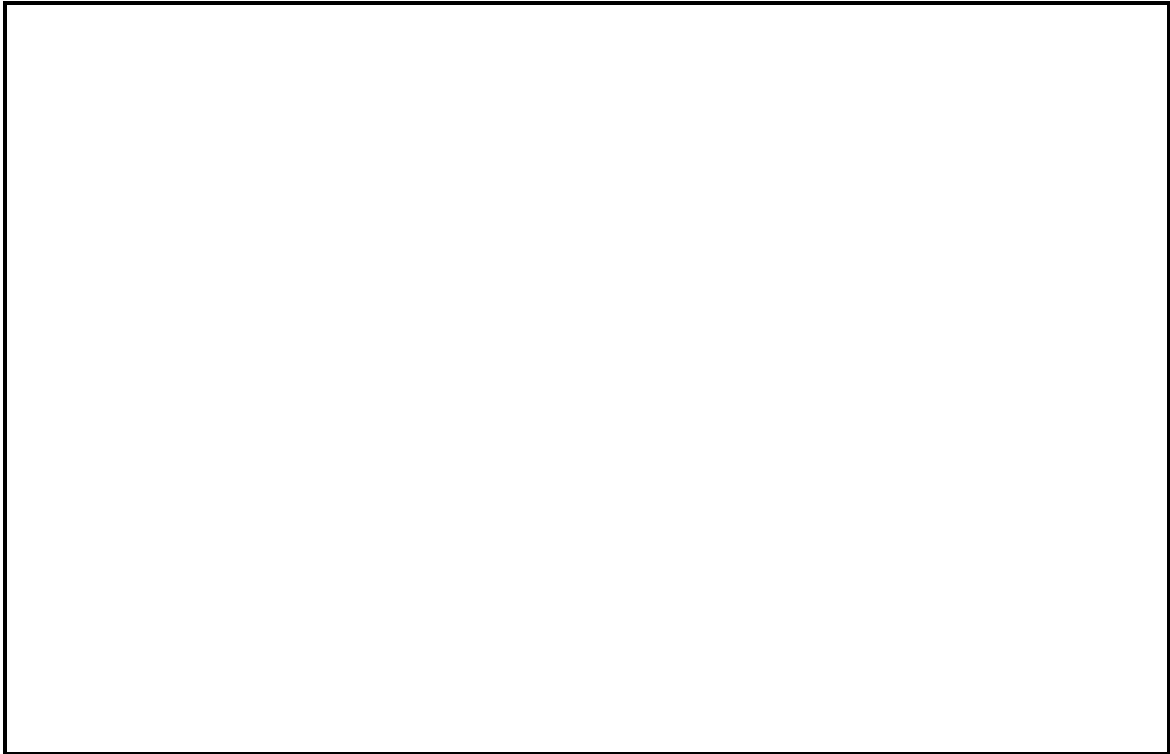
7 環境配慮の内容（選定した評価項目に係るもの）

環境要素	評価項目		環境配慮の内容
自然・社会環境的要素	植物・動物・生態系	緑の保全又は緑化	
		貴重種の保全	
		生態系の保全	
	景観		
	レクリエーション資源		
	文化財		
日照障害			
地域分断			

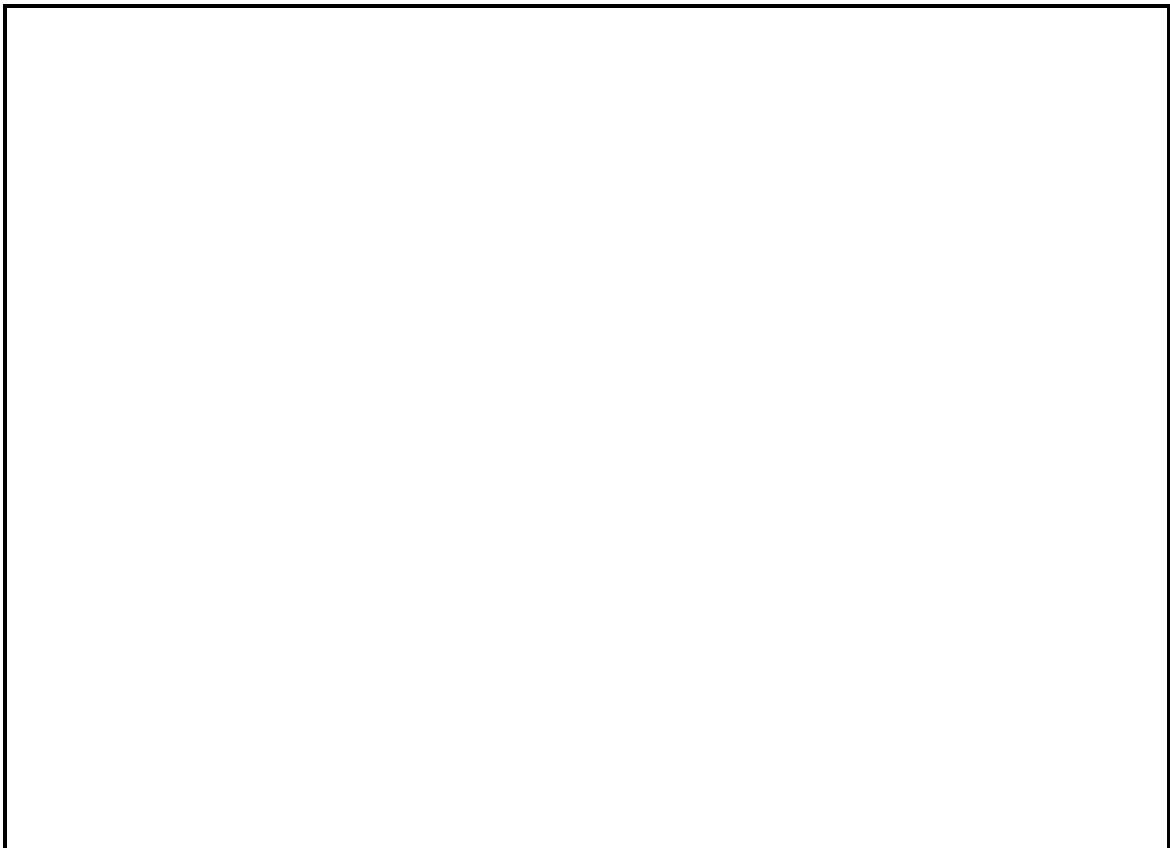
環境要素	評価項目	環境配慮の内容
公害防止的要素	大気汚染	
	水質汚濁	
	土壌汚染	
	騒音	
	振動	
	地盤沈下	
	悪臭	

環境要素	評価項目	環境配慮の内容	
防災・安全確保的要素	地象（傾斜地の崩壊）		
	交通	渋滞	
		安全	
	有害物質		
	バイオハザード		
	地震対策		
地球規模等の環境要素	省資源		
	省エネルギー		
	温暖化防止		
	水循環		
	廃棄物		
	発生土		
その他	モニタリング等		

8 対象事業のスケジュール



9 その他特記すべき事項



(注記) 必要に応じ、図面・参考資料等を添付する。

(様式2)

審 議 結 果 通 知 書

年 月 日

(事業所管課長) 様

環境基本計画推進会議
(環境基本計画推進会議幹事会)

平成 年 月 日付で環境配慮検討書の提出があった(対象事業の名称)に係る審議結果は次のとおりです。

1 環境配慮の内容等について見直しが必要と認められる事項及びその理由

環境配慮の内容等について見直しが必要と認められる事項	理 由
(該当がない場合は斜線をひく)	(該当がない場合は斜線をひく)

2 基本計画の策定にあたり考慮すべき事項

(総括事項)
(個別事項)

3 その他

--

(様式3)

事業所管課対応案

年 月 日

環境基本計画推進会議幹事会 あて

(事業所管課長)

平成 年 月 日付で通知のあった(対象事業の名称)に係る審議結果通知書に対する対応案は、次のとおりです。

通知事項	対応案

(注記) 必要に応じ、図面・参考資料等を添付する。

(様式4)

措置状況報告書

年 月 日

環境基本計画推進会議幹事会 あて

(事業所管課長)

(対象事業の名称)に係る基本計画を策定したので、報告します。
なお、平成 年 月 日付けで通知のあった審議結果通知書に対する措置状況は、
次のとおりです。

通知事項	措置状況

(注記) 必要に応じ、基本計画の概要等を添付する。